

重要事項説明書

(訪問看護)

事業者： 株式会社健峰会

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションひまわり越谷
所在地	埼玉県越谷市レイクタウン 8-11-1 レイクタウンオークラビル401
連絡先	048-961-8303
管理者名	山崎美奈
サービス種類	訪問看護、介護予防訪問看護
介護保険指定番号	1160890236
通常業務を実施する地域	各事業所から半径 6.0km 以内の 越谷市・吉川市・松伏町・春日部市・三郷市・草加市・八潮市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00
土曜日	午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00
定休日	日曜日・祝日、12月31日から1月2日、会社が定める休日

(3) 職員体制

	資格	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者	保健師・看護師	所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。 管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する。	1名	0名	1名
看護師	正看護師	訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。(介護予防含む)	8名	1名	9名
准看護師	准看護師	訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。(介護予防含む)	3名	0名	3名
理学療法士	理学療法士	訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。	4名	0名	4名
作業療法士	作業療法士	訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。	4名	2名	6名
言語聴覚士	言語聴覚士	訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。	1名	1名	2名

(4) サービス内容

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧精神疾患のある患者の看護
- ⑨療養生活や介護方法の指導
- ⑩カテーテル等の管理
- ⑪その他医師の指示による医療処置

(5) ディスクロージャー

当事業所の「事業計画」および「財務内容」については、当社のホームページ上で閲覧することができます。

2 連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

(1) 当事業所 TEL : 048-961-8303

担当者 : 山崎 美奈

受付時間 : 午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00 ※ご不明な点はお尋ねください。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24 時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

医療保険の場合

<公的保険による基本利用料>

後期高齢者（75歳以上）	1割（現役並み所得者は3割）	
健康保険	高齢受給者（70歳～74歳）	2割（現役並み所得者は3割）
	一般（70歳未満）	3割（6歳未満は2割）

<基本利用料>

訪問看護基本療養費（1日につき）	正看護師 5,550円 准看護師 5,050円 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 5,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ（1日につき）	【同一建物2人かつ週3日目まで】 正看護師 5,550円 准看護師 5,050円 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 5,550円 【同一建物2人かつ週4日目以降】 正看護師 6,550円 准看護師 6,050円 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 5,550円 【同一建物3人以上9人以下かつ週3日まで】 正看護師 2,780円 准看護師 2,530円 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 2,780円 【同一建物3人以上9人以下かつ週4日目以降】 正看護師 3,280円 准看護師 3,030円 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 2,780円
訪問看護管理療養費（1日につき）	月の初日：機能強化型訪問看護管理療養費 1 13,730円 2日目以降：イ 訪問看護管理療養費 1 3,000円 □ 訪問看護管理療養費 2 2,500円
訪問看護情報提供療養費 1（1ヶ月につき） 当該市町村からの求めに応じて情報提供	1,500円
訪問看護情報提供療養費 3（1ヶ月につき） 保険医療機関に対して情報提供	1,500円
ベースアップ評価料（1ヶ月につき）	1,050円
訪問看護物価対応料（1日につき）	月の初日：60円 2日目以降：20円

※保険給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

<加算>

24時間対応体制加算（1ヶ月につき）	イ 6,800円
緊急訪問看護加算（1日につき）	イ 月14日目まで 2,650円 □ 月15日目まで 2,000円
長時間訪問看護加算（1回につき）	5,200円
乳幼児加算：6歳未満（1日につき）	1,400円 ※別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合 1,800円
早朝・夜間加算（6時～8時、18時～22時）	同一建物内 2人以下：2,100円 同一建物内 3人以上9人以下： 月15日目まで：2,100円 月16日目以降：1,900円

深夜加算 (22時~6時)	同一建物内 2人以下: 4,200円 同一建物内 3人以上9人以下: 月15日目まで: 4,200円 月16日目以降: 4,000円
難病等複数回訪問看護加算	1日2回までの訪問 同一建物内 2人以下: 2,100円 同一建物内 3人以上9人以下: 4,000円 1日3回以上の訪問 同一建物内 2人以下: 8,000円 同一建物内 3人以上9人以下: 月20日目まで: 7,200円 月21日目以降: 6,900円
複数名訪問看護加算 (1回につき)	看護職員が正看護師と同時訪問 : 4,500円 看護職員が准看護師と同時訪問 : 3,800円 看護職員がその他職員と同時訪問 : 3,000円 看護職員がその他職員と同時訪問を複数回行う (1) 1日に1回 : 3,000円 (2) 1日に2回 : 6,000円 (3) 1日に3回以上 : 10,000円

特別管理加算 (1ヶ月につき)	2,500円
特別管理加算 重症度高 (1ヶ月につき)	5,000円
退院時共同加算	8,000円
退院時支援指導加算: 退院日の翌日以降の初日	6,000円
在宅患者連携指導加算 (1ヶ月につき)	3,000円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000円 (月2回まで)
訪問看護ターミナル療養費1	25,000円
訪問看護医療情報連携加算 (1ヶ月につき)	1,000円
訪問看護医療DX情報活用加算 (1ヶ月につき)	50円

【精神科】 <基本利用料>

精神科訪問看護基本療養費 (30分以上1日につき / 週3日まで)	正看護師・作業療法士	5,550円
	准看護師	5,050円
(30分未満1日につき / 週3日まで)	正看護師・作業療法士	4,250円
	准看護師	3,870円
(30分以上1日につき / 週4日目以降)	正看護師・作業療法士	6,550円
	准看護師	6,050円
(30分未満1日につき / 週4日目以降)	正看護師・作業療法士	5,100円
	准看護師	4,720円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者)	【同一建物2人かつ週3日目まで、30分以上の場合】 正看護師・作業療法士 5,550円 准看護師 5,050円 【同一建物2人かつ週4日目以降、30分以上の場合】 正看護師・作業療法士 6,550円 准看護師 6,050円	

	<p>【同一建物2人かつ週3日目まで、30分未満の場合】 正看護師・作業療法士 4,250円 准看護師 3,870円</p> <p>【同一建物2人かつ週4日目以降、30分未満の場合】 正看護師・作業療法士 5,100円 准看護師 4,720円</p> <p>【同一建物3人以上9人未満かつ週3日目まで、30分以上の場合】 正看護師・作業療法士 2,780円 准看護師 2,530円</p> <p>【同一建物3人以上9人未満かつ週4日目以降、30分以上の場合】 正看護師・作業療法士 3,280円 准看護師 3,030円</p> <p>【同一建物3人以上9人未満かつ週3日目まで、30分未満の場合】 正看護師・作業療法士 2,130円 准看護師 1,940円</p> <p>【同一建物3人以上9人未満かつ週4日目以降、30分未満の場合】 正看護師・作業療法士 2,550円 准看護師 2,360円</p>
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ 外泊時の訪問看護 ※入院中1回	8,500円
訪問看護管理療養費（1日につき）	月の初日：機能強化型訪問看護管理療養費 1 13,730円 2日目以降：イ 訪問看護管理療養費 1 3,000円 □ 訪問看護管理療養費 2 2,500円
訪問看護情報提供療養費 1（1ヶ月につき） 当該市町村からの求めに応じて情報提供	1,500円
訪問看護情報提供療養費 3（1ヶ月につき） 保険医療機関に対して情報提供	1,500円
訪問看護医療DX情報活用加算（1ヶ月につき）	50円
ベースアップ評価料（1ヶ月につき）	1,050円
訪問看護物価対応料（1日につき）	月の初日：60円 2日目以降：20円

※保険給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

【精神科】＜病状によって利用料加算＞

24時間対応体制加算（1ヶ月につき）	イ 6,800円
精神科緊急訪問看護加算（1日につき）	イ 月14日目まで 2,650円 □ 月15日目まで 2,000円
長時間精神科訪問看護加算（1回につき）	5,200円
早朝・夜間加算（6時～8時、18時～22時）	同一建物内 2人以下：2,100円 同一建物内 3人以上9人以下： 月15日目まで：2,100円 月16日目以降：1,900円

深夜加算 (22時～6時)	同一建物内 2人以下：4,200円 同一建物内 3人以上9人以下： 月15日目まで：4,200円 月16日目以降：4,000円
複数名精神科訪問看護加算	看護師が他の正看護師・作業療法士と同時訪問 (1) 1日に1回：4,500円 (2) 1日に2回：9,000円 (3) 1日に3回以上：14,500円 看護師が准看護師と同時訪問 (1) 1日に1回：3,800円 (2) 1日に2回：7,600円 (3) 1日に3回以上：12,400円 看護師が看護補助者・精神保健福祉士と同時訪問： 3,000円 (週1回を限度)
精神科複数回訪問加算	1日に2回：4,500円 1日に3回：8,000円
訪問看護医療情報連携加算 (1ヶ月につき)	1,000円

<医療保険給付対象外>

医療保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

項目	利用料
訪問看護と連携して行われる死後の処置料 (エンゼルケア)	10,000円/1回
交通費	各事業所より6km以内は無料 6kmを超える場合、 公共交通機関：実費負担 自動車：20円/0.1km (片道) 負担
時間外の訪問看護の利用料金	860円/10分
2時間を超える訪問看護の利用料金	860円/10分
複写物	50円/1枚

※週4日以上のある訪問の場合、週3日を超える料金の負担はなしとなります。

※パーキングの利用が必要な場合、パーキング代の実費負担となります。

<保険上算定できない訪問の自費の取り扱いについて>

以下に該当する場合、ご利用者様より自費を徴収させていただきます。

- 1.ご利用者様の都合により、当初決まっていた時刻より前に退室した場合
- 2.ご利用者様の都合により、当初決まっていた時刻を超過してケアを実施した場合
- 3.ご利用者様の都合により、既定の訪問回数を超えての訪問を実施した場合
- 4.上記以外に、何らかの理由で算定できない訪問となった場合

<自費の額>

訪問20分まで	1,720円
訪問30分まで	2,580円
訪問60分まで	5,160円
訪問75分まで	6,450円
訪問95分まで	8,170円

<キャンセル料金>

ご訪問した際にご不在だった場合 1,000 円

上記のご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、キャンセル料金をいただきます。

キャンセルをされる場合には、至急、事業所までご連絡ください。

また、お振替対応もいたしますので、お知らせください。

<利用料金などのお支払方法>

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 10 日までに請求しますので、末日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

<その他>

サービスにあたり使用する水道、電気等にかかる料金は、利用者の自己負担とします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 2 週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 か月前までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。

・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 事故処理

・当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

・当事業所は、上記の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存します。

7 賠償責任

- 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。また、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

8 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

【事業内容】

訪問看護

【事業者】

住 所：埼玉県越谷市大字増森 1751 番地 1

社 名：株式会社健峰会

代表者：代表取締役 横井 雄一郎

【事業所】

住 所：埼玉県越谷市レイクタウン 8-11-1 レイクタウンオークラビル401

事業所名：訪問看護ステーションひまわり越谷（指定番号 1160890236）

担当者 _____ より、

A 重要事項説明書の内容について説明を受けた

B ターミナルケア加算の内容について説明を受けた

C 24 時間対応について説明を受けた 希望する / 希望しない

全てについて了承しました

令和 年 月 日

【ご利用者】 住 所： _____

電 話： _____

氏 名： _____ 印

【代理人】 住 所： _____

氏 名： _____ 印

(続柄)

署名代行理由：